

座間市マンション耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき定めた座間市耐震改修促進計画に基づき、地震に強いまちづくりを推進するため、マンションの耐震診断を行う管理組合に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物で、次のアからウまでのいずれにも該当するものとする。
 - ア 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の延べ面積をいう。）の2分の1を超える部分が共同住宅であるもの
 - イ 住戸総数の過半数を、現に区分所有者の居住の用に供しているもの
 - ウ 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による建築確認を得て建築工事に着手し、かつ、それに係る検査済証の交付を受けたもの
- (2) 管理組合 マンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体をいう。
- (3) 耐震診断者 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する者をいう。
- (4) 耐震診断 法第2条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき耐震診断者が行うものをいう。
- (5) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震診断の結果等に関する評価、判定等を行う委員会をいう。

(補助対象マンション)

第3条 補助の対象となるマンションは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内に存するマンションであること。
- (2) 管理組合の集会（区分所有法第34条の集会をいう。）において、耐震診断の実施に関する決議を得ているもの
- (3) 耐震診断に関し、この告示に定める補助金以外の交付決定を受けていない建築物である

こと。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、耐震診断を受ける前条に規定するマンションの管理組合とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、棟（当該耐震診断を受けるマンションがエキスパンションジョイント等相互に応力を伝えない構造方法のみで接している複数の建築物で構成されている場合は、当該複数の建築物をそれぞれ1棟とみなす。）ごとに、耐震診断に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の額の2分の1以内の額で、1件につき150万円（延べ床面積1,000平方メートル未満の場合は、1平方メートル当たり1,500円）を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前相談)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする管理組合は、規則第5条第1項の規定による交付の要望の前に、座間市マンション耐震診断事前相談書（第1号様式）に案内図、配置図その他の必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事前相談書の提出があった場合において必要と認めるときは、当該マンションの耐震診断者と協議することができる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする管理組合は、座間市マンション耐震診断費補助金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図及び現況写真
- (2) 建築確認通知書の写し又は台帳記載事項証明書
- (3) 建物登記事項証明書又は固定資産課税台帳登録事項証明書
- (4) 第3条第2号の耐震診断の実施に関する決議がされていることを証する議事録の写し
- (5) 耐震診断に係る見積書の写し

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査をし、速やかに規則第8条の規定に基づき補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及び条件を座間市マンション耐震診断補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、

速やかに耐震診断に着手しなければならない。

(変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容若しくは経費の配分を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ座間市マンション耐震診断計画変更（中止・廃止）申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業の内容を変更しようとするときは、変更しようとする内容が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を座間市マンション耐震診断計画変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(耐震診断の評価)

第11条 補助事業者は、耐震診断の結果について、耐震判定委員会から適正であると評価を受けなければならない。

(事業の完了及び実績報告)

第12条 補助事業者は、耐震診断の完了後、速やかに座間市マンション耐震診断事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震判定委員会の評価書の写し
- (3) 耐震診断に係る契約書の写し
- (4) 耐震診断に係る費用を支払ったことを証する領収書の写し

(補助金の交付等)

第13条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、座間市マンション耐震診断補助金交付請求書（第7号様式）に領収書の写しを添えて、市長へ提出しなければならない。

(実施細目)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。